

最高裁秘書第2604号

令和元年5月21日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

平成31年4月2日付け（同月3日受付、最高裁秘書第1816号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

情報公開・個人情報保護審査委員会作成の答申書（平成30年度（最情）答申第32号）（片面で3枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

諮詢日：平成30年4月11日（平成30年度（最情）諮詢第1号）

答申日：平成30年9月21日（平成30年度（最情）答申第32号）

件名：最高裁判所裁判官会議議事録の一部開示の判断に関する件

答申書

第1 委員会の結論

「平成29年1月18日に開催された最高裁判所裁判官会議議事録」の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、「裁判官会議（第2回）議事録」を対象文書として特定し、その一部を開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成30年3月14日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮詢がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

罷免された司法修習生の修習期は、慣行として公に知られている情報である。また、司法修習生の罷免の理由は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条6号ニに規定する不開示情報には相当しない。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

1 原判断において不開示とした部分（以下「本件不開示部分」という。）のうち最高裁判所長官及び秘書課長の署名及び印影は、法5条1号の個人識別情報に当たる。裁判官会議の議事録の署名及び押印は、その固有の形状が文書の真正を示す認証的機能を有しており、これらを公にすれば、偽造され、悪用されるなどして、特段の支障が生じるおそれがあるため、同号ただし書イに当たらず、同号ただし書ロ及びハに相当する事情もない。

2 本件不開示部分のうち罷免された司法修習生の氏名、修習期及び罷免理由は、法5条1号の個人識別情報に当たり、同号ただし書イからハまでに相当する事情もない。また、司法修習生の罷免に関する事項は、司法修習生の人事事務に関する担当者等の一部の関係職員以外には知られることのない秘密性の高い情報であり、これらのうち、特に罷免理由を公にすると、どのような事案で罷免されるのかといった内容が明らかとなり、今後、同種事案において、事実確認等に係る事務に支障が生じる可能性があるため、同条6号ニに規定する不開示情報に相当する。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮詢について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成30年4月11日 諒問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同月19日 苦情申出人から意見書及び資料を收受
- ④ 同年6月15日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年8月24日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 本件対象文書を見分した結果によれば、本件不開示部分は、最高裁判所長官及び秘書課長の署名及び印影並びに罷免された司法修習生の氏名、修習期及び罷免理由であることが認められる。

本件不開示部分のうち最高裁判所長官及び秘書課長の署名及び印影については、法5条1号に規定する個人識別情報と認められる。裁判官会議の議事録の署名及び押印は、その固有の形状が文書の真正を示す認証的機能を有していることからすれば、これらを公にすれば、偽造され、悪用されるなどして、特段の支障が生じるおそれがあるという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえず、同号ただし書ロ及びハに相当する事情も認められない。

本件不開示部分のうちその余の記載部分については、その記載内容に照らせ

ば、罷免された司法修習生に係る個人識別情報と認められ、同号ただし書イからハまでに相当する事情は認められない。また、これらの記載部分については、司法修習生の人事事務に関する担当者等の一部の関係職員以外には知られることのない秘密性の高い情報であり、特に罷免理由を公にすると、どのような事案で罷免されるのかといった内容が明らかになるという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえず、司法修習生の罷免に係る事務に支障が生じるおそれがあると認められるから、法5条6号ニに規定する不開示情報に相当する。

したがって、本件不開示部分は、同条1号及び6号ニに規定する不開示情報に相当すると認められる。

2 以上のとおりであるから、原判断については、本件不開示部分は法5条1号及び6号ニに規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委員 門口 正人